

仕様書

1. 設置場所等

(1) 設置場所概要（設置場所平面図等については、別添のとおり）

建物名	ボートレース鳴門サイクルステーション（屋外）
所在地等	鳴門市撫養町大桑島字湊岩浜4 8-1 ボートレース鳴門 東側

(2) 設置期間

契約後できるだけ早い日から令和10年3月31日

設置及び販売に係る契約は、毎年度締結することとするが、設置期間内は更新できるものとする。
自動販売機の設置に必要な施設についての行政財産の目的外使用許可は、毎年度申請する。

(3) 設置及び販売に係る契約等

- ① 乙は、毎年度、甲と自動販売機の設置及び販売に係る契約を締結する。
- ② 乙は、設置期間中、毎年度、自動販売機の設置に必要な行政財産の目的外使用許可を申請する。
- ③ 乙は、設置期間が満了したとき又は契約を更新しないもしくは行政財産の目的外使用許可を取り消された場合は、自己の負担で、甲が指定する期日までに、設置場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が承認した場合は、この限りではない。
- ④ 乙が原状回復の義務を履行しないときは、甲は、乙の負担においてこれを行うことができる。

(4) 行政財産の目的外使用上の制限

- ① 乙は、行政財産の目的外使用許可を受けた施設について、許可を受けた目的以外の使用に供してはならない。
- ② 乙は、施設を善良な管理者としての注意をもって維持保全に努めなければならない。

(5) 営業日

営業日は、サイクルステーションの営業日に準ずる。

なお、屋外であるためサイクルステーションが閉館中であっても自動販売機を稼動して差し支えない。

(6) 設置及び販売に係る経費負担等

- ① 乙は、飲料の売上額に対する一定割合（提案による）を負担する。
- ② 乙は、自動販売機及び専用ゴミ箱の設置に必要な施設について、行政財産の目的外使用料の額を負担する（毎年度固定資産の仮評価額を基に決定する）。
- ③ 乙は、自動販売機にメーターを取り付け、電力使用料等実費を負担する。

- ④ 乙は、自動販売機の設置及び販売に係る全ての経費（営業条件等に記載の内容、商品の補充、オペレーション、メンテナンス等保守費用含む）を負担する。

2. 使用用途の指定等

(1) 使用用途の指定

行政財産の目的外使用許可を受けた施設について、自動販売機を設置して飲料を販売するために使用するものとし、下記の営業条件等を遵守する。

(2) 使用用途以外の利用

許可を受けた用途以外に許可を受けた施設を使用することは認めない。

(3) その他

許可を受けたスペース外に幟や看板を設置し、又は貼り紙等を掲示することは認めない。

3. 営業条件等

(1) 指定する業務及び内容

業 務	内 容
飲料自動販売機（缶、ペットボトル等）設置及び販売業務	サイクルステーションの屋外に飲料自動販売機（缶、ペットボトル等）1台を設置し、お客様に飲料を販売する。（以下「本業務」という。）

(2) 営業条件等

事 項	条 件 等
稼働時間	サイクルステーション及び周辺施設の営業時間は必ず販売できる状態で稼働するものとする。なお、屋外であるためサイクルステーションが閉館中であっても自動販売機を稼働して差し支えない。深夜等については衛生管理に留意し、省エネモード等にすることは差し支えない。
品 目	一任する。お客様のニーズを考慮し、多様な商品を提供できるようにすること。
価 格	一任する。
販売・精算方法	一任する（現金、電子マネーなど）。
設置場所の寸法等	自動販売機と専用ゴミ箱設置場所の寸法は、以下のとおり。 W3100mm×D1000mm この寸法内に設置機器のクリアランスや転倒防止版などを含むものとする

	<p>る。</p> <p>ただし、設置場所西端から200mmまでは止水弁が埋設されており、地面に蓋が存するため自動販売機本体を設置することはできない(専用ゴミ箱の設置は可とする)。</p> <p>また、この設置場所には別の飲料自動販売機(転倒防止版を含む本体 W1350mm×D940mm、専用ゴミ箱 W300mm×D400mm程度)が既設であるため、実際の設置寸法は上記の寸法から既設の飲料自動販売機寸法を除いたものとなる。</p>
<p>その他契約内容等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本工業規格自動販売機据付基準に基づく設置工事に係る全ての業務 ○ 自動販売機に接続する電気工事等に関する全ての業務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 単独コンセント回路を設置済み、電力メーターを取り付けること ○ 商品補充、売上金・釣銭等の管理業務 ○ 専用ゴミ箱を設置するとともに清掃、回収等に関する全ての業務 ○ 機器の保守管理業務(平日、休日を問わず要請があったときは直ちに技術員を派遣すること) ○ 行政財産の目的外使用料の支払(振込)業務 ○ 月単位での売上金額の報告と売上手数料の支払(振込)業務 ○ 月単位での電気使用料金の支払(振込)業務 ○ お客様からの苦情・クレーム対応に関する全ての業務 ○ お客様のニーズを考慮した商品選択に関する業務 ○ 機器の更新、移動、撤去に関する全ての業務

(3) 法令厳守等

- ① 甲に対する行政財産の目的外使用許可申請等、諸官庁への申請、届出等については、全て乙の責任と負担で対応すること。
- ② 自動販売機の設置及び販売にあたり、配置が必要な資格者は、全て乙の責任と負担で対応すること。
- ③ 乙は、自動販売機における衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生上の問題については、全て乙の負担と責任において対処すること。

(4) 施設等の管理に係る清掃・点検等の実施及び協力

- ① 乙が実施する清掃点検等
 - ・ 乙の負担と責任で、必要に応じて自動販売機の清掃と点検を実施すること
 - ・ 乙の負担と責任で、必要に応じて専用ゴミ箱内の空き缶・ペットボトルの回収を実施すること
- ② 甲が実施する法定点検等

甲は、下記の点検等について実施する。実施の際は、協力すること。

施設等の管理項目		頻 度
電 気	消防用設備点検	年2回実施
	絶縁	年1回実施

その他	建築物法定点検（建築・電気・機械）	年1回実施
	消防訓練（通報訓練・避難誘導訓練等）	年1回以上実施
	消防の査察	消防署による数年毎実施
	施設全体の害虫駆除（防虫・防鼠対策）	年2回以上（法令による）

（5）譲渡又は転貸の禁止

乙は、本業務に係る一切の権利又は義務を第三者に譲渡をし、貸し付け又は承継させてはならない。また、その権利を担保に供してはならない。

（6）搬入、搬出等

乙は、設置機器の搬入、搬出、運搬等について、事前に甲と協議すること。

（7）営業の報告

- ① 乙は、毎月、売上状況等について、任意の様式で報告すること。
- ② 乙は、本業務において事故があった場合には、速やかに甲に報告すること。

（8）連絡体制

乙は、通常時及び緊急時の連絡体制並びに連絡先を甲に報告すること。甲の通常時の連絡先は、次のとおり。緊急時の連絡先は、別途通知する。

連絡先：鳴門市ボートレース企画課

電話：088-685-8111

（9）情報の適正な管理

乙（委託をした場合は、委託先を含む）は、本業務及び本業務を通じて知り得た情報を本業務以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務及び本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。設置期間終了後も同様とする。

（10）業務の履行に関する措置

甲は、本業務（委託した場合を含む。）を履行するに当たって、著しく不相当と認められるときは、乙に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを要求する。

乙は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、甲の指示に従い、必要な措置を講じるものとする。

（11）設置期間終了後の本業務等の引継ぎ

乙は、本業務が終了したときは、速やかに施設の原状回復を行い、甲に対して円滑な施設の引渡しを行うものとする。

4. その他

(1) 商品等の搬入

商品等の補充は、お客様の迷惑とならないように留意して行うこと。特に、多数の利用者が予想される場合は、事前に十分な商品を補充しておくこと。

(2) 場内イベント

サイクルステーションを含むポートレース場内で飲食品等の提供もしくは販売するイベントを実施する場合がある（イベントを実施する際は、事前に通知する）。

(3) サイクルステーションの閉館等

天候、天災地変、公共事業その他やむを得ない事情によりサイクルステーションを閉館した場合並びに天災地変により自動販売機が損傷を被り、その復旧期間中営業不振により乙が損失を生じた場合においても、一切の補償は行わない。

(4) その他

この仕様書の定めのほか、事業の実施に関し疑義があるとき、又は仕様について疑義を生じたときは、双方協議の上、解決するものとする。

以 上